

# 令和7年度 就学援助制度のご案内

小学1年生～  
中学3年生対象

- ✓ 新入学学用品費入学前支給を受給した方
- ✓ 令和6年度就学援助を受給した方も新たに申請が必要です。

ホームページで  
詳細を確認



## 就学援助とは

お子さまの就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費や給食費などを援助する制度です。

対象となる方：

- ✓ 東広島市立の小・中学校に通うお子さまがいる。
- ✓ 東広島市に居住し、東広島市立以外の小・中学校に通うお子さまがいる。

◆提出書類 令和7年度就学援助申請書、添付書類

◆提出先 お子さまの在籍する学校

※別の学校に通うご兄弟がいる場合、それぞれの学校に提出

◆受付期間 随時(注意!申請時期により援助対象となる期間が異なります)

★令和7年4月の締切までに申請した場合:4月からの援助が対象

★年度途中に申請した場合:原則申請月の翌月以降の援助が対象

裏面もご覧ください

<お問い合わせ先>

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 市役所北館3階  
東広島市教育委員会 学事課  
電話(082)420-0975

# 1 就学援助を受けることができる方

申請理由	添付書類
①生活保護を受けている	不要
②市民税が非課税である(世帯全員)	不要(※1)
③市民税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し(※1)
④固定資産税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑤国民年金の保険料が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑥国民健康保険税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑦児童扶養手当を受けている	手当証書の写し
⑧その他経済的理由による(※2)	不要(※1)(※3)

注意！

認定後、申請理由に該当しなくなった場合、援助金の返還(全部または一部)をお願いする場合があります。

※1 所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も申告が必要です。

令和7年1月2日以降に東広島市に転入された方は、同年1月1日に居住していた市町村が発行する「市・県民税課税(非課税)証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類の提出が必要です。

※2 申請理由「⑧」での申請は、生活保護基準を基に同一生計者全員の所得で判定します。

※3 世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が必要になる場合があります。

## 2 支給方法：市から学校を通じて申請者に支給(給食費以外)

※給食費は認定となり次第、口座引き落としを停止します。審査に要する期間、引き落としが発生することがありますが、その場合は認定後、認定開始月までさかのぼって還付いたします。

## 3 援助の種類：支給費目は保護者の住所や生活保護の受給の有無などにより異なります。

### 東広島市立の小・中学校に通う

保護者の住所が東広島市内

生活保護を受けているか

受けている

・修学旅行費  
・医療費

受けていない

・学用品費  
・新入学学用品費(1年生対象)  
・校外活動費  
・修学旅行費  
・卒業アルバム代  
・学校給食費  
・医療費  
・体育実技用具費(中学生対象)

保護者の住所が東広島市外

生活保護を受けているか

受けている

医療費

受けていない

・学校給食費  
・医療費

### 東広島市立以外の小・中学校(国立・県立・私立・市外の学校)に通う

保護者の住所が東広島市内

生活保護を受けているか

受けている

修学旅行費

受けていない

・学用品費  
・新入学学用品費(1年生対象)  
・校外活動費  
・修学旅行費  
・卒業アルバム代  
・体育実技用具費(中学生対象)

### 【年間の支給額について】

★学用品費：前期・後期に分けて支給

(5月以降認定の場合、月割での支給)

※()内は学期ごとの金額

小学1年：11,630円 小学2～6年：13,900円  
(5,815円) (6,950円)

中学1年：22,730円 中学2、3年：25,000円  
(11,365円) (12,500円)

★新入学学用品費：4月認定の1年のみ対象

(入学前支給を受けた方は対象外)

小学1年：57,060円 中学1年：63,000円

※他の支給費目については学事課のホームページでご確認ください。



こちらから確認

ご不明な点は  
教育委員会 学事課 (082) 420-0975  
にお問い合わせください

## 令和7年度 就学援助制度について（お知らせ）

東広島市教育委員会

東広島市では、市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または市内に居住し市立以外の小・中学校に通学するお子さまの就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、次のとおり学用品費や給食費などを援助する制度を設けています。

### 1 援助を受けることができる方

区分	申請理由	申請に必要な書類等											
1	生活保護を受けている方	不要											
2	市民税が非課税である方（世帯全員）	不要（※）											
3	市民税が減免されている方（世帯全員）	市民税・県民税更正（賦課）決定通知書の写し（※）											
4	固定資産税が減免されている方（世帯全員） （家屋新築による減額とは異なります。）	固定資産税減免通知書の写し											
5	国民年金保険料が減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し											
6	国民健康保険税が減免されている方	国民健康保険税減免申請に伴う承認通知書の写し											
7	児童扶養手当の支給を受けている方 （児童手当や特別児童扶養手当とは異なります。）	児童扶養手当証書の写し											
8	その他経済的に困窮している方 （同一生計者全員の総所得で審査します。）	不要（※）											
	<b>所得の目安額</b> 世帯員の年齢、住居状況（持家、借家）などにより額は異なりますので、目安としてください。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の年間総所得 （収入ではありません）</td> <td>約250万円</td> <td>約310万円</td> <td>約350万円</td> <td>約390万円</td> <td>約440万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	世帯の年間総所得 （収入ではありません）	約250万円	約310万円	約350万円	約390万円	約440万円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
世帯の年間総所得 （収入ではありません）	約250万円	約310万円	約350万円	約390万円	約440万円								

年間総所得とは ・給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。  
 ・世帯に2人以上所得がある場合は、所得のある者全員の所得額を合算した額です。  
 ・事業所得等でマイナス所得等がある場合は、0とみなします。  
 （注）支出面（住宅ローン、進学費用、返済金等）については考慮しません。  
 なお、その他特別な事情により、今年になって世帯の収入が激減した等の場合は学事課までご相談ください。

※ 申請理由2・3・8で申請される方は以下のとおり必要書類を提出してください。

住居実態	必要書類
令和7年1月1日現在、東広島市に住所がある方	不要 ※所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も必要です。
令和7年1月1日現在、東広島市外に住所があった方	住所があった市区町村が発行する令和7年度の「市・県民税課税（非課税）証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類

（備考）

- ・同一生計者の中で東広島市外に住所を有する方がいる場合は、世帯状況等の確認のため、東広島市外に住所を有する方の住民票（マイナンバーは不要）の提出が必要です。
- ・世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が別に必要になる場合があります。

### 2 申請の方法等（前年度に就学援助を受けている方も新たに申請が必要です。）

就学援助を希望される方は、「就学援助費申請書」を学校から受け取り、必要事項を記入のうえ、申請に必要な書類を添えて直接学校に提出してください。（添付書類が手元に揃っていない場合でも、先に申請書を提出しておき、追って添付書類を提出してください。）

- 兄弟姉妹で別々の学校に通学している場合は、それぞれの学校に提出してください。
- 年度途中の申請も随時受け付けていますが、原則として申請月の翌月以降の援助のみが支給対象となります。
- 新入学学用品費の入学前支給を受けた方も申請が必要です。

### 3 援助の種類と支給額 ※内容、金額は変更する場合があります。

(1) 援助の種類 ※○は支給費目であることを示します。

学校区分	保護者の住所	生活保護の受給	学用品・新入学学用品費	校外活動費	修学旅行費	卒業アルバム代	学校給食費	医療費	体育実技用具費
東広島市立小・中学校	市内	なし	○	○	○	○	○	○	○
		あり	-	-	○	-	-	○	-
	市外	なし	-	-	-	-	○	○	-
		あり	-	-	-	-	-	○	-
市立以外の小・中学校	市内	なし	○	○	○	○	-	-	○
		あり	-	-	○	-	-	-	-

(2) 援助の支給額

区分	学用品費等	新入学学用品費	宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴わない校外活動費	修学旅行費	卒業アルバム代	学校給食費	医療費	体育実技用具費		
小学校	1年	11,630円	57,060円	実費 (3,690円 限度)	実費 (1,600円 限度)	-	-	-	-		
	2～5年	13,900円	-							実費 (33,000円 限度)	実費 (11,000円 限度)
	6年										
中学校	1年	22,730円	63,000円	実費 (6,210円 限度)	実費 (2,310円 限度)	-	実費	実費	実費 (7,650円 限度)		
	2年	25,000円	-						実費 (73,500円 限度)	-	-
	3年										

- 援助費の支給は、学校給食費以外は、市から学校を通じて保護者の皆さまへ行います。
- 学校給食費については、保護者の皆さまには支給せず、市が代わりに就学援助費から直接支払います。
- 『学用品費等』は前期・後期に分けて支給します。年度途中から認定された方は月割での支給となります。ただし、他市町村で同様の援助を受けていた方には、重複するため支給は行いません。
- 『新入学学用品費』は、4月分から認定された新1年の児童・生徒のみが支給対象となります。ただし、入学前支給を受けた方には、支給を行いません。
- 『卒業アルバム代』は令和8年3月1日時点で認定されている方のみ支給対象となります。
- 『医療費』は学校病（トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病）が対象となります。また、治療費のうち保険診療部分のみが支給対象となります。なお、他の医療制度（ひとり親家庭等医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度）と併用はできませんのでご了承ください。
- 『体育実技用具費』は中学1年生が購入する柔道着が対象となります。
- 学期途中で市外に転出したり、申請理由に該当しなくなったりした場合は、学校に連絡してください。その場合、援助費の全部または一部を返還していただくことがあります。

わからないことがありましたら、お子さんの通学している学校または東広島市教育委員会学事課へご相談ください。

東広島市役所 北館3階 学事課 電話：(082) 420-0975

# 令和7年度就学援助申請書(兼世帯票・委任状)

訂正の際は、二重線で訂正してください。修正テープ等を使用したものは受付不可です。消せるペンは使用しないでください。

東広島市長 様

次のとおり証拠書類を添えて申請します。

学校名	学年	フリガナ	性別	生年月日		
		児童・生徒氏名		年	月	日
東広島市立	学校		男・女	平成	年	月 日
東広島市立	学校		男・女	平成	年	月 日
東広島市立	学校		男・女	平成	年	月 日

・本人、保護者を含め、生計同一者をすべて記入してください。

世帯状況	続柄	名前	生年月日	職業または学校名	住居の形態	備考
				年 月 日		1 持家 (家族所有含む)  2 借家 (公営を含む)  月額家賃 ( _____ 円)
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

申請理由	・必ず記入してください。 1 生活保護の受給 ( 受給していない ・ 受給中 ・ 停止中 ・ 申請中 )
	・該当する申請理由のすべてに○印をしてください。 2 市民税が非課税である                      3 市民税が減免された                      4 固定資産税が減免された 5 国民年金保険料が減免された              6 国民健康保険税が減免された              7 児童扶養手当を受給している 8 その他経済的な理由による ( ※今年になって世帯の収入が激減した、被災したなど特別な事情がある場合は記入してください。 )

同意・委任・申請者	審査に必要なときは、内容確認のため、関係機関への照会、公簿の閲覧を行うことに同意します。 就学援助対象者として認定された場合、令和7年度就学援助費の請求、受領等これに関する一切の事務 処理を東広島市長及び東広島市立 _____ 学校長に委任します。(年度内に転校した場合は、転 校先学校長に引き続き委任します。) また、学校徴収金を滞納した場合、東広島市就学援助扶助要綱第8条の規程により、当該事務等を同学 校長に委任します。 令和 年 月 日                      住 所 _____ _____ 申請者(保護者)氏名
-----------	--

学校記入欄	学校長の意見
	東広島市立                      学校長 <input type="checkbox"/> (記入必須)

# 令和7年度就学援助申請書 (兼世帯票・委任状)

記入例・記入上の注意

東広島市長 様

訂正の際は、二重線で訂正してください。修正テープ等を使用したものは受付不可です。消せるペンを使用しないでください。

次のとおり証拠書類を添えて申請します。

学校名	学年	フリガナ 児童・生徒氏名	性別	生年月日
東広島市立 東広島小 学校	4	ヒガシ ヒロシ 東 広	男・女	平成 27 年 5 月 5 日
東広島市立 東広島小 学校	6	ヒガシ シマ 東 しま	男 女	平成 25 年 5 月 5 日
東広島市立 _____ 学校			女	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

対象児童生徒名及びフリガナを記入してください。

・本人、保護者を含め、生計同一者をすべて記入してください。

続柄	名前	生年月日	職業または学校名	住居の形態	備考
本人	東 広	H27年 5月 5日	東広島小4年	1 持家 (家族所有含む)  2 借家 (公営を含む)  月額家賃 60,000円	いずれかに必ず○をしてください。  借家の場合は家賃を必ず記入してください。 (駐車場代は含みません)
本人	東 しま	H25年 5月 5日	東広島小6年		
父	東 学	S51年 6月 6日	自営業		
母	東 事美	S54年 7月 7日	自営業		
妹	東 教子	R 2年 8月 8日	東広島保育所		
同居人	イ イン	1976年 9月 9日	〇〇工業		

生計同一者(生活費を同じくするもの)をすべて記入してください。

いずれかに○をしてください。

・必ず記入してください。

1 生活保護の受給 (  受給していない ) ・ 受給中 ・ 停止中 ・ 申請中 )

・該当する申請理由のすべてに○印をしてください。

該当する項目すべてに○をしてください。

- |   |                                       |                                       |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> 2 市民税が非課税である   | <input type="radio"/> 3 市民税が減免された     | <input type="radio"/> 4 固定資産税が減免された   |
| <input type="radio"/> 5 国民年金保険料が減免された           | <input type="radio"/> 6 国民健康保険税が減免された | <input type="radio"/> 7 児童扶養手当を受給している |
| <input checked="" type="radio"/> 8 その他経済的な理由による |                                       |                                       |

特別な事情がある場合にのみ記入してください。

(※今年になって世帯の収入が激減した、被災したなど特別な事情がある場合)

世帯主が会社都合により解雇となったため

同意・委任・申請者  
審査に必要なときは、内容確認のため、関係機関への照会、公簿の閲覧を行うことに同意します。就学援助対象者として認定された場合、令和7年度就学援助費の請求、受領等これに関する一切の事務処理を東広島市長及び東広島市立 東広島小 学校長に委任します。(年度内に転校した場合は、転校先学校長に引き続き委任します。)  
また、学校徴収金を滞納した場合、東広島市就学援助扶助要綱第8条の規程により、当該事務等を同学校長に委任します。

令和 7 年 ○ 月 × 日

住所 東広島市西条栄町8番29号 3棟301号

必ず記入してください。

申請者(保護者)氏名 東 学

記名を必ずお願いします。

学校記入欄	学校長の意見		
	東広島市立	学校長	印 (記入必須)

学校名と校長名の記入、公印押印は必須です。